主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

第一、二点所論の事実によつても、上告人は被上告人に対し、本件家屋の賃借権 を主張してその明渡を拒み得ないものと解すべきであるから、上告人に本件家屋の 明渡を命じた原判決には所論のような違法はない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官